

香芝市告示第75号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅及びJR香芝駅の自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

令和3年7月12日

香芝市長 福岡 憲 宏

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 令和3年7月12日（月）
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅及びJR香芝駅
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
香芝市北今市5丁目634番地1
- 5 引取期間 撤去日より60日間
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 6 引取時間 10時から13時まで
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所市民環境部生活安全課（TEL 76-2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 080-8348-1628）